

公募説明会 議事の概要

赤字箇所については説明会での回答から一部更新・変更となっている箇所となります。

質問番号	項目	質問	回答
1	公募要領	委託費・共同実施費が補助対象経費に占める割合に上限はありますか。また、間接補助事業者自身の関与水準について基準はありますか。	本事業において、外注比率や委託費・共同実施費に係る明示的な上限比率の定めはありません。他方で、主要な研究開発の大部分を外注や委託によって実施することは原則として認めていません。間接補助事業者がコアな研究開発内容を含めずに外注・委託のみを行うことは認められません。
2	公募要領	フュージョンイノベーション拠点 (QST、NIFS、ILE) との連携経費について、応募段階では費用に含めないとありますが、交付決定時に当該費用が追加・上乘せされるのでしょうか。	現段階では未定となります。今後の調整によって決定いたします。公募段階においては拠点との連携費用を含めない形で全体経費を算出いただけますようお願い申し上げます (別枠として個別に記載いただくことは問題ございません)。
3	公募要領	仮に拠点との連携が認められた場合、拠点到支払う経費は直接経費、委託費・共同実施費のいずれに計上するのでしょうか。	実施する内容に依って適切な経費項目の区分に振り分けていただければと存じます。研究開発内容が含まれる場合は「委託費・共同実施費」、単純な作業に関わるものであれば「外注費」等の分類となるかと存じます。
4	公募要領	フュージョンイノベーション拠点である大阪大学以外の大学への委託費については、提案時に経費として記載すべきでしょうか。	はい。イノベーション拠点以外の大学や研究機関等への委託費については、提案時の経費に含めて記載してください。
5	公募要領	コンソーシアム申請の場合、幹事企業以外のコンソーシアムメンバーも、自身が担当する研究開発項目の費用について1/3を自己負担する (補助率2/3) という認識でよいでしょうか。	その認識で相違ありません。コンソーシアムメンバーが担当する項目の費用についてはメンバー自身が1/3を負担し、幹事企業が担当する項目については幹事企業が1/3を負担するスキームとなります。
6	公募要領	概算払いの対象期間と申請・支払いのスケジュールの目安を教えてください。	現時点での想定として、四半期ごとのスケジュールを目安としています。(例：7月～9月分の経費について、10月に概算払い検査を実施し、11月に請求書の提出および支払いを行う等)。ただし、実際の検査や支払いの時期は、経費の登録状況や事務手続き等によって変動する可能性があります。
7	公募要領	費目間流用の50%上限について、どのレベルの項目間の流用が対象となりますか。また、50%以内の流用でも都度報告が必要でしょうか。	設備品費から外注費、人件費から外注費、印刷製本費から通信運搬費など、公募要領に記載されている一番細かい経費項目間での流用が計算の対象となります。直接経費総額の50%以内の流用であれば計画変更の手続きは不要ですが、事前に事務局へ報告をお願いします。50%を超える場合は計画変更の手続きが必要となります。また、50%以内の流用が複数回行われることで、結果的に50%を超える場合も、その際に計画変更を実施していただく必要がございますので、最終的な経費総額として交付決定時から問題ないかを把握いただくようご注意ください。
8	公募要領	交付決定時の積算根拠として、見積書や相見積りほどの程度必要ですか。また、見積書が必要な金額の基準は設定されていますか。	原則として、採択後の交付申請の手続きにおいて相見積りを含む見積書の提出が必要です。ただし、期間が先のものでどうしても見積書の取得が困難な場合は、過去の実績に基づく算出根拠の提示等でも可とする場合があります。その際は採択決定後に個別に事務局とご相談いただくこととなります。相見積りについては、1契約あたり税込100万円以上の調達について、2者以上の相見積りを求めるものとし、競争原理を導入しない場合、必ず選定理由書を整備いただけますようお願い申し上げます。1契約が100万円 (消費税込み) 未満の場合であっても、適正な管理執行を行うようご注意ください。交付申請段階の見積書が必要となる金額の基準については、1契約あたり税込50万円以上の調達について対象となります。
9	公募要領	実施体制図に記載した委託先や外注先が採択後に変更・追加された場合、費用の流用上限 (50%) の範囲内であれば手続きは不要でしょうか。	実施体制図に記載する委託先等については金額等の定めがあるためそちらをご確認ください (様式4実施体制図)。研究開発内容自体に変更がない限り、委託・外注先の変更の際に特段の報告や手続きは不要です。
10	公募要領	採択決定後から交付決定までのスケジュールはどのようになっていますか。	7月中旬頃に採択通知を送付し、7月末～8月中の交付決定を想定しています。ただし、連携拠点との調整や条件付き採択となった場合の条件達成等の検討事項により、スケジュールに差異が発生する可能性があります。採択後は速やかに交付申請書類の作成準備をお願いします。
11	公募要領	海外の企業から試験データを購入する費用や、海外製品の購入費用、海外企業への委託費用は補助対象に含めることができますか。	試験データの購入や海外製品の購入は補助対象経費に含めることが可能となります。海外企業への委託費用については、コアな研究開発内容は国内拠点での実施を求めるとなります。そのため、海外への委託はあくまでコアな研究開発内容でないものに限りしてください。前提として、「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」にあるとおり、フュージョンエネルギーの実現は、産業振興を通じた我が国の産業競争力の強化及びエネルギーを含む我が国の自律性の確保を通じた経済安全保障の強化に資するものであるとの考えを基礎として判断することとしております。
12	公募要領	応募意思の事前連絡はどのような手続きが必要ですか。また、連絡しなかった場合は応募できなくなるのでしょうか。	公募要領に記載のメールアドレス (fusion@teitanso.or.jp) 宛にメールでご連絡いただくことを想定しています。なお、これは事務局が応募見込みを把握するための任意のものであり、事前の意思表示をしていない事業者様であっても応募書類のご提出は可能です。提出先：fusion@teitanso.or.jp 期間：令和8年5月28日まで ご注意事項：連絡の際は、メールの件名 (題名) を必ず「令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金への応募意向連絡」とし、本文に「所属組織名」「氏名 (ふりがな)」「所属 (部署名)」「電話番号」「メールアドレス」「想定する補助対象経費および補助金申請額 (補助対象経費の2/3の金額)」を明記願います。
13	その他	プレゼン審査ではどのような内容を説明すればよいですか。経営層のコミットメントに関するビジネス的な内容が中心となるのでしょうか。	経営層のコミットメントについては冒頭において簡潔に表明いただく形となり、主な発表内容は提案書 (様式2) に記載いただいた技術的な計画や実施内容となります。30分という制限時間を踏まえ、要点を整理してご説明いただけますようお願いいたします。
14	公募要領	単独で応募する場合でも、委託先 (共同研究先の大学等を含む) が存在してよいでしょうか。また、その場合も委託先の見積書や詳細な予算申請は必要ですか。委託先や間接補助事業者として、海外の拠点や事業者は含めてはいけないという理解でよいでしょうか。	単独申請の場合でも委託等を活用して差し支えありません。その際、間接補助事業者から直接委託・外注を行う場合は原則として見積書等が必要です。さらにその先の再委託先については事務局への提出は必須ではありませんが、間接補助事業者の皆さまで適切に管理してください。委託先や間接補助事業者として、海外の拠点や事業者を含めることの可否について、試験データの購入や海外製品の購入は補助対象経費に含めることが可能となります。海外企業への委託費用については、コアな研究開発内容は国内拠点での実施を求めるとなります。そのため、海外への委託はあくまでコアな研究開発内容でないものに限りしてください。なお、間接補助事業者として、海外の拠点を含めることはできません。本事業は国内拠点において実施をお願いするものになります。前提として、「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」にあるとおり、フュージョンエネルギーの実現は、産業振興を通じた我が国の産業競争力の強化及びエネルギーを含む我が国の自律性の確保を通じた経済安全保障の強化に資するものであるとの考えを基礎として判断することとしております。
15	様式2	提案書の「産業競争力強化への貢献・実用化に関する内容」における「需要家の巻き込み」について、需要家はフュージョンエネルギーの直接の需要家ですか、それとも関連技術全般の需要家ですか。	各事業者様に想定してください。エネルギーを直接利用する事業者のほか、派生する関連産業に対する裨益も想定されますので、皆さまの事業計画・経営方針においてどのような層を需要家として設定しているかを反映してください。
16	公募要領	提案書の提出時には見積書が取得できておらず、採択後の交付申請等で見積書を取得した結果、金額に変更が生じた場合、修正は認められますか。	採択総額の範囲内であれば、内訳の金額修正は認められます。ただし、直接経費総額の50%を超える流用変更となる場合は計画変更の手続きに該当するため、別途事務局へご相談ください。
17	公募要領	発電実証を行わない材料・コンポーネントメーカーなどが補助金を活用する場合、幹事企業からの委託等を通じて関与することになるという理解でよいでしょうか。	本事業は発電実証を目指す炉メーカー等を対象としているため、コンポーネント・材料メーカー等は、間接補助事業者 (炉メーカー等) からの委託先や外注先として事業に関与していただく形となります。
18	様式2	ブランケットを使わない先進燃料核融合など、例示 (DT反応) とは異なる方式の場合、自社の方式に合わせた機器開発項目で提案書に記載してよいでしょうか。	差し支えありません。ただし、貴社の想定する核融合発電に必要な全てのコンポーネントを網羅的に記載し、それぞれの開発マイルストーンやスケジュールを記載してください。